

◆◆◆◆ 財政用語の説明 ◆◆◆◆

経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど（100%に近いほど）投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。

【例えば・・・】

1か月の家計に例えると、毎月の給料に対して、食費や家賃、光熱水費の基本料金部分、ローン返済など、毎月決まって支払わなければならない経費の割合がどのくらいあるかを見たものに似ています。この割合が高くなればなるほど、やりくりが苦しくなります

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

住民税、自動車取得税交付金等の収入見込みの75/100や、地方譲与税、交通安全対策特別交付金などで算定されます。

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が標準的な行政を行った場合の財政需要を算出した額です。

標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量を示しています。

財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされています。

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、通常3年度間の平均値が用いられます。

実質収支比率

実質収支比率とは、標準財政規模に対する実質収支の割合をいいます。実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額（形式収支から繰越すべき財源を差し引いたもの）、つまり市町村の「黒字」または「赤字」を意味します。一般的には、3～5%程度が望ましいとされています。

実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

【例えば・・・】

サラリーマン家庭の場合で、毎月の会社からの給料に対して、車のローン返済額や、副業で行っている農業用の機械のローン返済がある場合を考えてみてください。

農業用の機械のローンは、通常農業収入をもって返済に充てると思いますが、足りない場合には会社からもらう給料も使うことになると思います。この部分がいわゆる「準元利償還金」部分です。

車のローン返済額と、農業用機械のローン返済に持ち出した金額の合計が、給料に対してどれくらいあるかを見たものが、この実質公債費比率に似ています。

車などの生活にかかわるローンだけでなく、副業部分でもローンがある場合、それらも合わせて考えようとするものです。

- ◎ 平成 23 年度の特別職報酬等審議会において次のような事務局の発言があります。

『最近市長が申されているのは、国家公務員給与削減法が成立し、国家公務員の給与が2年間、平均7.8%削減されることになった。これを目標年次にしたいと言われている。その2年間において、財政状況が回復すれば、最初は補助金等の市民サービスを回復し、次に職員の給与カットの回復、そして、最後に議員、特別職の報酬等のカットを回復していこうとの考えである。』

各種団体等に対する補助金等の回復という意味合いではなく、行政委員会の委員等の非常勤職員以外の非常勤職員の報酬については、条例では5,300円とされていますが、現在、1,000円に減額されています。この減額措置について、まず最初に回復したいという考えです。

なお、各種団体への補助金交付については平成20年に見直しを行い、補助金交付基準を策定し、統一的で明確な基準により、補助金を交付しています。

※ 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例

附則 「6 当分の間、第3条第2項中「5,300円」とあるのは「1,000円」とする。」

この度の特別職報酬等審議会および行政委員会委員報酬等審議会の開催により、特別職等の給料等について各審議会において御審議いただいておりますが、上記発言の趣旨から特別職等の給料や報酬の見直しに当たっては、この報酬〔5,300円→1,000円〕についても検討する必要があるものと考えております。

つきましては、本来、行政委員会委員報酬等審議会において審議する対象ではありませんが、非常勤職員の行政委員会委員の報酬について御審議いただき、また、この報酬〔5,000円→1,000円〕の対象者でもある本審議会委員の皆様のお意見をお聴かせいただきたいと考えておりますので、御検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

《日本経済新聞 平成23年12月15日》

行政委員の月額報酬「適法」 最高裁が初判断、住民逆転敗訴

選挙管理委員会などの非常勤の行政委員に、勤務日数に関わらず定額の月給を支払うことの是非が争われた訴訟の上告審判決が15日、最高裁であった。第1小法廷（横田尤孝裁判長）は月額制は適法として、支出差し止めを命じた一、二審判決を破棄、住民側請求を退けた。被告の滋賀県側逆転勝訴が確定した。

地方自治法は勤務日数に応じた報酬を原則としつつ、条例で定めれば日当制以外も可能としている。同小法廷は「同法は日当制以外の報酬制度の要件を定めておらず、議会の裁量に委ねている」との初判断を示した。

そのうえで「行政委員は専門性が求められ、形式的な登庁日数だけでは勤務実態を評価できない」と指摘。平均で月約2日の登庁に約20万円を支払う滋賀県の月額制に、裁量権の逸脱・乱用はないと結論付けた。

5人の裁判官の全員一致。裁判長を務めた横田裁判官は「報酬水準などは住民に十分説明できる内容にすべきだ」との補足意見を付けた。

2009年1月の一審・大津地裁は「月額制は地方自治法の趣旨に反する」として、県側に支出差し止めを命じた。昨年4月の二審・大阪高裁も「月額制は著しく妥当性を欠く」とした。

滋賀県は一、二審の敗訴を受けて、一部の委員について日当制を導入したほか、神奈川県や静岡県、山口県などでも日当制への切り替えが進んでいる。原告の吉原稔弁護士は判決後、記者会見し「経費を節減しようとする流れに逆行する判決で遺憾だが、訴訟を通じて行政を変える一石を投じたことに満足している」と述べた。

- 一 給料表
 - 二 昇給の基準に関する事項
 - 三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項
 - 四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する事項
 - 五 非常勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項
 - 六 職階制を採用する地方公共団体においては、その職に職階制が始めて適用される場合の給与に関する事項
 - 七 前各号に規定するものを除く外、給与の支給方法及び支給条件に関する事項
- 4 人事委員会は、必要な調査研究を行い、職階制に適合する給料表に関する計画を立案し、これを地方公共団体の議会及び長に同時に提出しなければならない。
 - 5 職階制を採用する地方公共団体においては、給料表には、職階制において定められた職級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。
 - 6 職階制を採用する地方公共団体においては、職員には、その職につき職階制において定められた職級について給料表に定める給料額が支給されなければならない。

【参考：国の一般職の職員の給与について】

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

（非常勤職員の給与）

- 第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万五千三百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。
- 2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。
 - 3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

第2 支払基準

1. 会議出席謝金支払基準

懇談会等行政運営上の会合（以下「会合」という。）への出席に対する会議出席謝金の日額及び時間単価は、原則として別表1の標準単価を適用する。

会合の主催者や影響度等を考慮し、別表1の備考を参考として、依頼する職名ごとに別表1の職名に対応する標準単価の中から適宜単価を選択する。

ただし、職名によらず一律の単価を設定する会合にあつては、別表1の標準単価の中から、適宜（日額と時間単価は区別する）単価を選択する。

【別表1】

(単位：円)

職名別 単価 区分	標準単価					
	会長		委員(会員)・臨時委員		幹事・専門委員	
	日額	時間単価	日額	時間単価	日額	時間単価
①	20,900	10,400	18,000	9,000	16,300	8,100
②	18,900	9,400	16,300	8,100	14,400	7,200
③	17,000	8,500	14,800	7,400	12,600	6,300
④	15,100	7,500	12,900	6,400	10,700	5,300
⑤	13,300	6,600	11,000	5,500	8,900	4,400
⑥	11,400	5,700	9,100	4,500	7,000	3,500
⑦	9,500	4,700	7,300	3,600	5,100	2,500

(備考)

- (1) 区分①は、中央府省等が開催する会合で最も上位とすることが適当としたもの。
- (2) 区分②は、中央府省等が開催する会合で上位とすることが適当としたもの。
- (3) 区分③は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの(大規模)。
- (4) 区分④は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの(中規模)、又は地方支分部局が開催する会合で最も上位とすることが適当としたもの。
- (5) 区分⑤は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの(小規模)、又は地方支分部局が開催する会合で上位とすることが適当としたもの。
- (6) 区分⑥は、中央府省等が開催する会合で下位とすることが適当としたもの、又は地方支分部局が開催する会合で一般的なもの。
- (7) 区分⑦は、他の区分より下位とすることが適当としたもの。